

# 令和8年度浜松市若年層向け動画発信業務 業務説明資料

## 1 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度浜松市若年層向け動画発信業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 履行場所 浜松市内
- (4) 目的 市内の若年層が本市の魅力を知り、今後も浜松で生活したいと思えるような、本市の暮らしやすさや魅力をPRする1分～3分程度の縦型ショートドラマ動画を制作し、YouTube、TikTokで公開することで、若年層の市政への関心を高め、浜松への愛着を育む。

## 2 業務内容

### (1) 本業務の目的に沿った縦型ショートドラマ動画の企画

- ア 業務の目的に沿ったコンセプト設計をした上で、企画の提案をすること。
- イ 企画にあたり、浜松の暮らしやすさや魅力を伝えられる内容とし、浜松市総合計画基本計画の7つの分野「産業経済」「こども・教育」「安全・安心・快適」「環境・暮らし」「健康・福祉」「文化・スポーツ」「地方自治」を踏まえ、市の施策・事業を盛り込んだ内容とすること。また、若年層が将来の浜松での暮らしをイメージできるようなストーリー性があり、動画内の主人公に感情移入ができるような内容とすること。
- ウ ターゲットは、浜松市内の若年層（15歳～29歳）とする。
- エ 根拠とともに、目標視聴回数（KPI）を設定すること。
- オ 配信する動画媒体は、本市公式YouTubeチャンネル「はままつ動画チャンネル」、本市公式TikTok（令和8年度に開設予定）とし、動画の配信は委託者が行う。制作した動画は、令和8年11月から配信を開始し、令和9年2月中までにすべての動画を配信完了できるようなスケジュールを組むこと。また、視聴回数が伸びるような効果的な動画配信スケジュールを提案すること。

### (2) 縦型ショートドラマ動画の制作

- ア 動画は5本以上制作するものとし、尺は1本あたり1分～3分程度とする。本数や再生時間について具体的に提示すること。
- イ 動画は拡散や視聴者の増加に効果的なサムネイルやハッシュタグを用い、音声を消した状態で閲覧した場合にも内容が分かるよう、字幕・テロップ等を挿入すること。また、視聴離脱を防ぐため、冒頭3秒間を重視した構成とし、縦型動画に適した工夫を凝らすこと。
- ウ 写真等の引用については、撮影者の許諾を得て使用すること。
- エ 出演交渉、事前取材、撮影、編集、ナレーション等の文案作成及び吹き込み、BGMや音響、特殊効果等の選択など動画制作に係る調整及び許認可等の手続きは受託者が責任を持って行うこと。また、調整及び許認可等の手続きは撮影日の1か月前までに完了させること。
- オ 動画制作にあたっては、テーマ・内容について事前に委託者の承認を受けて決定することとし、動画制作の1か月前までには構成案を委託者に提出して承認を得ること。

- カ 制作終了後、速やかに初校を委託者へ提出し、校正を受けること。
- キ 構成案や映像の校正は修正箇所が無くなるまで繰り返し行うこと。
- ク 制作した動画は、委託者が無期限に使用する。

### (3) 広告の配信

制作した動画を市内の若年層へ届けるため、広告配信を実施する。

- ア 本市公式アカウントを活用し、YouTube及びTikTokで広告配信を行うこと。また、動画拡散のために効果的な手法があれば提案すること。
- イ 広告の配信期間は各動画の公開から1か月程度を目安とする。具体的に配信期間を提示すること。提案をもとに委託者と協議し、最終的な配信設定を決定する。
- ウ 広告配信中、委託者の求めに応じて、広告の実施状況を報告すること。

### (4) 市公式SNSのPR映像制作

- ア 制作するショートドラマをはじめとした広報動画等を配信する、市公式の各種SNS (YouTube、TikTok、Facebook、X、LINE) に視聴者を誘導するための15秒のPR映像を制作すること。
- イ 制作した映像は、デジタルサイネージで放映のほか、SNSでの配信を想定し、短時間で内容が理解でき、視聴者が市公式SNSを閲覧・フォローするなどの具体的な行動につながる映像とする。
- ウ 制作本数は縦型、横型各1本とする。また、SNS掲載用のサムネイルも1つ制作すること。
- エ 映像は動画、静止画の如何を問わない。ただし、音声や音楽を用いて視聴者の興味を惹く工夫をすること。また、無音でも内容がわかるように字幕やテロップをつけること。
- オ 映像を見た視聴者が具体的な行動を起こす仕掛けを必ず盛り込むこと。
- カ 制作した映像は、デジタルサイネージで放映するほか、各種SNSで配信することを想定しており、それらの媒体で使用可能であり、かつ来年度以降も永続的に使用できる映像とすること。
- キ 映像内容の決定は、受託者の提案をもとに双方の協議により行う。

### (5) 効果検証

- ア 設定したKPIの達成に向けたデータ収集および検証・分析を実施すること。
- イ 各種データ（視聴回数、コメント内容、メディア掲載内容、見解等）を分析し、今後の展開についての提案等を盛り込んだ事業実績報告書を提出すること。

### (6) その他

- ア 第三者の著作権、肖像権その他の諸権利を侵害するもの、公序良俗に反するものなど法令違反とならないよう十分に留意すること。
- イ 打ち合わせにおける議事録を作成し、関係者と共有すること。

### 3 成果品

#### (1) 業務計画書

- ・ 契約締結から10日以内に制作し、委託者の承認を得ること。
- ・ 契約書第7条第1項に規定する(1)業務予定表及び(2)業務責任者の届出書に換えて、業務計画書を提出するものとする。

#### (2) 広告運用報告書

広告配信終了後、日にち・時間帯・性別・年代・デバイス別による、表示回数、視聴回数、視聴率、視聴単価、広告配信に要した費用等をまとめた報告書を提出すること。

#### (3) 縦型ショートドラマ動画データ完パケ及びサムネイル

本市の公式YouTubeチャンネルおよび公式TikTokで配信する動画データ(完パケ)及びサムネイルを提出すること。また、制作した動画をつなぎ合わせたデータも提出すること。

#### (4) 市公式SNSのPR映像データ完パケ及びサムネイル

デジタルサイネージで放映のほか、市公式の各種SNS(Youtube、TikTok、Facebook、X、LINE)で配信する映像データ(完パケ)及びサムネイルを提出すること。

#### (5) 事業実績報告書

業務完了後に、今年度の実績および次年度以降の改善提案等を含めた事業実績報告書を提出すること。

### 4 支払

業務委託料の支払いは、履行期間満了後に一括で支払い、部分払いはしないものとする。

### 5 その他

- (1) 本委託における成果品の所有権及び著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、第三者が有する場合を除き、浜松市に譲渡すること(成果品は加工等も含めて二次利用・三次利用ができる状態での納品とし、次年度以降も浜松市に帰属する)。受託者は成果品について著作人格権の行使をしないものとする。
- (2) 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。
- (3) 受託者は、本委託の実施により知り得た情報が漏えいすることの無いように、情報の管理に万全の措置を講じること。また、受託者の責めに帰すべき情報流出等の事故に対しては、受託者が責任を負うが、本市に対しては速やかに報告すること。
- (4) 本業務の実施に当たって、事前に管理者等に撮影等の許可を得ること。また、内容について十分な検討を加えた上で、関係各所との連絡を密に図り、情報交換、調整、資料収集に努めること。
- (5) 本仕様に記載のない事項については、委託者と協議して決定する。